

## 第137回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 平成20年4月9日(水) 午後2時00分～午後4時30分
- 2 場 所 平塚市中央公民館 3F 大会議室
- 3 出席委員 13名  
片倉 章博、小泉 春雄、端 文昭、松崎 清子、鈴木 奏到、  
小川 ハルヒ、吉川 勝司、佐藤 宏、杉本 洋文、高橋 孝和、  
高橋 幹、今井 雄二、鋪屋 正三(代理 板谷 正)
- 4 欠席委員 2名  
杉山 昌行、松上 俊三
- 5 平塚市出席者  
まちづくり政策部長 久永 逸雄  
まちづくり政策課  
課 長 小山田 良弘  
課長代理 小野間 孝  
課長代理 石田 晃一  
主 査 武井 敬  
主 査 五島 裕文  
主 査 平田 勲  
主 査 野呂 俊之  
主事補 小林 大記  
土木部長 府川 行男  
土木総務課  
課 長 菅谷 学  
課長代理 石川 真人
- 6 その他出席者 神奈川県県土整備部下水道課長他3名
- 7 会議の成立 都市計画審議会条例第5条第2項により、2分の1以上の出席により会議は成立していることを報告。
- 8 傍聴者 6名

## 9 議 事

### ( 1 ) 審議事項

議案第 1 7 5 号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更(神奈川県決定)

### ( 2 ) 報告事項

平塚市まちづくり条例について

第 2 次平塚市都市マスタープランについて

高度地区等の変更について

第 6 回線引き見直しについて

【審議会開会】午後2時00分

(事務局)

これより議事に入らせていただきます。

本日は、委員15名中、出席者13名で、委員の2分の1以上の出席を得ております。従いまして、平塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条の規定に基づき、この会議を公開し、また、会議録につきましても平塚市のホームページで公表いたしますので、ご承知おき願います。

それでは、会議を始めさせていただきたいと存じます。

では、平塚市都市計画審議会条例第4条第2項の規定に従いまして、会長に議長をお願いしまして、議事の進行をお願いいたします。

では、会長、よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局から定足数に達しているという報告がありました。ただいまから第137回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先ほど事務局からお話がありまして、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、公開での審議となりますので、皆様よろしく願いいたします。

本日、会議の傍聴を希望されておられる方が6名おいでとのことでございます。これから会議を始めますので、それでは、傍聴の方の入場をお願いいたします。

(傍聴者入場)

(会長)

それでは、本日の会議を傍聴される皆様に申し上げます。

先ほど事務局からお渡ししました傍聴者の遵守事項を守っていただくようお願いいたします。

なお、遵守事項が守られない場合には、平塚市都市計画審議会傍聴要領に従いまして、退場していただくこともありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

はじめに、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定に従いま

して、本日の審議会の議事録署名人を私と鈴木奏到委員とさせていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

それでは、お手元の次第、議事（１）の審議案件であります、議案第１７５号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（神奈川県決定）についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、前回、第１３６回平塚市都市計画審議会において継続審議となっておりました議案第１７５号、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（神奈川県決定）について、改めて概略をご説明させていただきます。

なお、今回の案件の名称につきまして、名称が長いことから、「相模川流域下水道の変更」と略させていただく場合もございますので、あらかじめご了解ください。

それでは、スクリーンをご覧になりながらお聞きください。

最初に、「相模川流域下水道の変更」の計画書についてご説明いたします。

今回の変更は、相模川流域下水道「３．下水道管渠」中、相模川左岸幹線の終点の位置の名称を津久井郡から相模原市へ変更し、及び放流幹線の区域を変更し、同流域下水道「３．下水道管渠」に寒川平塚幹線を追加するものです。

議案書は８ページでございます。

また、同流域下水道「４．その他の施設」中、吉野ポンプ場ほか４ポンプ場の位置の名称を津久井郡から相模原市へ変更し、相模川左岸処理場の面積を３０万平方メートルから１９万５，６００平方メートルへ変更するものです。

議案書は９ページでございます。

次に、理由書ですが、議案書は２ページでございます。

今回の都市計画の変更理由となりますので、朗読させていただきます。

相模川流域下水道は、本県中央を流れる相模川沿いに位置し、公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、昭和４４年５月に都市計画決定を行い、排水区域の拡大、幹線ルートの変更等により、計１０回の都市計画変更を経て、現在、流域関連市町９市３町において事業を進めています。

本流域下水道は、流域関連市町で発生した汚水を処理するための根幹的な施設であり、「神奈川力構想・プロジェクト51」や「かながわ都市マスタープラン」において、生活環境の改善はもとより、新たな施策として、水循環・水環境のさらなる創出や、処理場間のネットワーク化、下水道処理水の有効活用を図ることとしています。

また、近年の社会情勢や社会経済状況の変化等を踏まえて「相模川流域別下水道整備総合計画」の見直しを行っており、計画汚水量の減少、防災上の必要性、下水道システムの効率化の観点から、処理場区域の縮小、新たな連絡幹線を計画する必要があることから、本案のとおり都市計画変更を行い、公共用水域の汚濁防止と、公衆衛生の向上を図るものです。

以上が、議案第175号「相模川流域下水道の変更」の案件説明となります。

次に、今回の都市計画変更に関しては、公聴会や案の縦覧に対する意見書等の際に反対の意見が提出されており、その内容や県の考え方については、前回の都市計画審議会において説明させていただいたところでございます。

その後、昨年7月24日付けの四之宮地区地元自治会連合会から、神奈川県知事あての「寒川・平塚幹線に関する都市計画反対意見書」について、神奈川県知事から平成20年3月24日付けで、地元自治会連合会会長等あての回答文書が送付されました。

スクリーンには、神奈川県知事からの回答文書の鑑文の内容が映っておりますが、お手元の資料では、追加で送付させていただきました参考資料6となっております。

それでは、こちらの参考資料6の内容を報告させていただきます。参考資料6の4枚目、ページ番号でいいますと1というページをご覧ください。

よろしいでしょうか。内容を読ませさせていただきます。

日ごろから相模川流域下水道事業については、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成19年4月24日にご提出頂きました「寒川・平塚幹線に関する都市計画反対意見書」においては、都市計画案に対するご意見とともに相模川右岸処理場整備の過去からの経緯やこれまでの県の対応について様々なご意見を頂きました。

県といたしましては、昭和44年の事業着手からこれまで地域住民の方々とは様々な形で意見交換をさせていただきながら、より良い方向に事業が進むよう努力してまいりましたが、今回、改めて「反対意見書」という形で過去の県からの説明、実際の事業内容などについて、ご意見をいただき、地域住民の方々への対応が十分でなかったことを痛感しております。

特に過去の環境対策に関する県の取り組みは、皆様方のご意見ご要望に対し

満足いただける対応とは言い切れず、皆様方に多大なご心配やご迷惑をお掛けしてきたことについて心よりお詫び申し上げます。

今後はこれまで以上に地域の方々と連絡を密にし、約束となっております鹿見堂排水路の覆蓋化や臭気対策など、皆様方との対話をより一層重ねながら、よりよい処理場周辺環境の実現に向けて取り組みを進めていきたいと考えておりますので、何卒、相模川流域下水道の都市計画変更へのご理解ご協力を賜りたいと思います。

#### 1. 寒川・平塚幹線に関する都市計画反対意見書の根拠となる事実関係について

相模川流域下水道については、公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、昭和44年5月に当初都市計画（以下「当初計画」といいます。）の決定を行いました。

翌、昭和45年11月には、旧城山町区域を追加編入し、右岸処理場の区域を拡大するなどの第1回目の都市計画変更を行い、ご指摘のとおり、原則として相模川を境に「左岸は左岸で、右岸は右岸で」処理する計画としておりました。

その後、左岸処理場と処理場へ送水する左岸幹線の整備が計画どおりに進まず、海老名市、座間市、相模原市の汚水処理について一時的な対応が急務となっておりました。

そこで、この3市からの汚水を暫定的に右岸処理場でも処理できるように、昭和48年2月に戸沢幹線及びポンプ場などを新たに定める、第2回目の都市計画変更を行いました。

その後、右岸処理場が昭和48年6月に、左岸処理場が昭和52年12月に供用が開始されました。

また、第2回目の計画変更に基づき、戸沢幹線及びポンプ場を整備し、ご指摘のとおり、昭和53年4月から戸沢橋より下流側の左岸幹線が完成した昭和59年9月までの約6年半の間、海老名市、座間市、相模原市の汚水を右岸処理場へ送水しており、その後も、平成8年から平成14年までの7年間、左岸処理場の能力不足のため、日常的に左岸からの送水を行っておりました。なお、これらの期間以外にも、日常的な処理水と比べれば僅かですが、施設の定期的な保守点検のために送水を行っております。

第2回目の計画変更を行うにあたって、県では、昭和47年11月に都市計画法に基づき、計画変更案に係る公告及び縦覧を行いました。当時、右岸処理場周辺の地域の方々には、この計画変更に伴う事業内容の説明が十分でなかったことについては、お詫び申し上げます。

なお、都市計画の決定・変更を行う場合には、都市計画法に基づき、関係市

町村の意見を聴くこととなっておりますので、第2回目の計画変更時に際しても、平塚市を含めた流域関連の全市町から「計画変更案に対し異存ない」旨の回答を得ており、秘密裏に計画変更を行ったものではないと考えております。

(平成8年度の相環連会議での説明について)

平成7年度までの流入実績などを確認したところ、雨天時において、本来、流入するはずのない多量の雨水が処理場に流入したために、処理場に流入する前に汚水がマンホール等から溢れ出たことがありました。

平成8年5月の「相模川流域下水道環境対策連絡協議会」(以下「相環連」といいます。)では、こうした事実に対して、その原因とその後の対策の状況について、説明させていただいたものです。

なお、戸沢幹線による左岸から右岸への汚水の送水について十分な説明がなされていなかったことについては、お詫び申し上げます。

(「地震対策」について)

寒川平塚幹線は、将来的には平常時に左岸から右岸へ9.2万 $m^3$ /日を送水するとともに、地震時など災害時における左岸と右岸の処理場相互間で送水する最大汚水量を60.8万 $m^3$ /日(左岸から右岸へ)に対応可能な幹線として、今回、都市計画に新たに位置づけようとするものです。

ご指摘のとおり、戸沢幹線を利用した左右岸の相互送水は可能ですが、施設的设计がポンプ2基分の送水能力しかないことから、送水できる量は最大6万 $m^3$ /日となっております。

仮に寒川平塚幹線に期待する機能を戸沢幹線に持たせる場合には、大規模な改良が必要であり、寒川平塚幹線より費用がかかることが予想されます。さらに、現在の戸沢幹線の位置では、下流にある市町の汚水を相互送水することが困難です。

このため寒川平塚幹線は、下水道施設の災害時の安全性の確保や信頼性を高めるために必要な施設と考えております。

(「松林の保全」について)

ご指摘のとおり、松林の地下に新たに処理施設を建設することは、技術的には可能です。

しかし、左岸、または右岸の処理場どちらか一方が機能停止した場合でも、相互に補完できるよう、二つの処理場の処理能力の平準化を図ることが必要となります。

また、今後の事業費を考慮すると、処理場用地を有効に活用することも必要であることから、増設する処理施設は、右岸処理場に建設することといたしました。

(「水循環・水環境の保全」について)

ご指摘の汚水の高度処理については、相模川の水質環境基準を遵守するために「相模川流域別下水道整備総合計画」において、汚水の高度処理を位置づけております。しかしながら、まずは、引き続き汚水処理施設の整備を進めることが第一であると考えており、その後更に更なる水質環境の向上を目指し、右岸処理場から排出される処理水の水質改善を図るため、高度処理施設の導入を努めてまいります。

## 2．環境対策について

鹿見堂排水路の蓋かけについては、地元と調整させて頂いた結果、まずは、現在の放流口の位置を下流側に移設する工事を平成20年度から着手し、平成22年春頃までに完了させる予定です。これにより、放流口周辺の皆さまに与えていた、環境負荷の低減を図ることが出来ると考えております。

排水路本体の蓋かけ工事は、地元のご意見・ご要望を十分お聞きしながら、放流口の移設工事に引き続き工事着手し、早期完成に努めてまいります。

ご指摘を受けた、鹿見堂排水路と相模川の合流地点における、下水道の排水による土壌への影響を把握するため、土壌に含まれる有機物の量や窒素、リン等の調査を行いました。その結果、下水道の排水による土壌への影響は認められませんでした。

なお、この調査の結果については、平成20年度の「相環連」において報告させていただきます。

さらに、高度処理化については、「相模川流域別下水道整備総合計画」において、汚水の高度処理を位置づけております。しかしながら、まずは、引き続き汚水処理施設の整備を進めることが第一であると考えており、その後更に更なる水質環境の向上を目指し、右岸処理場から排出される処理水の水質改善を図るため、高度処理施設の導入に努めてまいります。

## 3．相環連会議の中での対応について

現在、相模川の河川整備計画については、計画の策定に向けた準備を行っております。

この計画は、河川や環境のほかにも、治水・利水といった観点をも含めた総合的な判断のもとに作成しますが、策定にあたっては関係機関と調整を行うことから、県としてもその中で、管理者である国と調整してまいりたいと考えております。

左岸処理区では、処理場の用地取得が難航し、左岸処理場の整備が遅れており、また、道路整備の遅れにより、左岸処理場に接続する左岸幹線の整備も遅れていました。

しかし、左岸処理区における相模原市などの下水道整備が進んだことから、本来、左岸処理場で処理する予定の汚水を戸沢幹線により右岸に送水し、右岸



処理場で処理を行っておりまして、当時は、相模川流域全体の汚水処理を右岸処理場に頼らざるを得ない状況にありました。

このため、左岸処理区の整備の遅れが、流域全体での汚水処理に支障をきたすことから、左岸幹線の整備や用地の取得が完了した後は、重点的に左岸処理場の整備を行ってきた経緯があります。

ご指摘のご意見については、県としても十分認識しており、今後も引き続き右岸処理場の早期完成を目指し事業を実施してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

#### 4．都市計画公聴会の公述意見の要旨と神奈川県の方考え方の間違いについて

当時、お示した図面は、左右岸双方の処理場の計画平面図ですが、縮尺の異なる図面に、誤って同じ縮尺の凡例を記載してしまったものであり、大変申し訳なく思っております。

ご指摘のとおり、右岸処理場における最終沈殿池を含めた水処理施設の蓋かけについては、昭和44年当時に県が作成した「パンフレット」や地域の方々への説明の中で、水処理施設全体を蓋かけすることにしておりました。しかし、事業実施においては、水処理施設のうち最終沈殿池部分の蓋かけについて、水処理施設の他の施設（最初沈殿池や反応タンク）に比べて臭気が少ないことから、昭和45年に蓋かけを行わないこととしました。

その後、昭和52年度から第1系列の最初沈殿池から蓋かけを着工し、最終沈殿池については、地域の皆様からのご要望を頂いたことから、平成4年に蓋かけ工事に着手しております。

また、汚泥についても、焼却を前提にしておりましたが、右岸処理場に導入した当時主流であった汚泥の脱水設備は、脱水時に消石灰を添加する必要があり、これが含まれた汚泥を焼却すると有害物質が発生することから、焼却炉の建設が遅れてしまい、やむを得ず、汚泥を野積みにしておりました。その後、消石灰よりも効果的な添加材が開発されたこと、これに対応した焼却炉や脱水設備の一連の技術が確立されたことから、脱水設備の建替えを行い、焼却処理を開始するに至りました。

ご指摘のとおり、覆蓋の中での供給開始や汚泥の野積みなど、右岸処理場周辺の皆さまには、非常にご迷惑をおかけしたと考えており、現在は必要な環境対策を順次進めてきているところですが、今後も引き続き、地域の方々のご意見・ご要望などを十分お聞きし、環境対策を誠実かつ着実に進めてまいります。

#### 5．四之宮自治会の県に対する率直な気持ちについて

相模川流域下水道は、昭和44年に当初計画の決定を行いました。昭和45年に処理区域や右岸処理場区域の拡大、昭和48年に戸沢幹線等の決定、平成元年に大磯町等の区域編入を行うなどの区域や幹線ルートの変更を行うな

ど、相模川流域の都市化、社会経済情勢の変化に対応し、効率的な下水道事業を推進するために、必要に応じて都市計画変更を行ってきました。

これらの都市計画変更は、都市計画法に基づき、都市計画変更案に係る公告及び縦覧を行っておりましたことから、ご指摘のような秘密裏に実施してきたものではございませんが、右岸処理場周辺の地域の方々には、これまでの都市計画変更に伴う事業内容の説明が十分ではなかったことについては、お詫び申し上げます。

都市計画の決定・変更を行う場合には、都市計画法に基づき、関係市町村の意見を聴くこととなっております。第2回目の都市計画変更時にも、平塚市を含めた流域関連の全市町から「計画変更案に対し異存ない旨の回答」を得ていることから、秘密裏に計画変更を行ったというものではありません。

流域下水道の円満な運営にあたっては、処理場周辺の方々のご理解・ご協力が大切であると考えており、これまでの右岸処理場の環境対策の遅れについてお詫び申し上げるとともに、今後も引き続き、地域の方々のご意見・ご要望などを十分お聞きし、環境対策を誠実かつ着実に進めてまいります。

寒川平塚幹線は、処理場被災時における幹線ネットワークの強化を図るため、新たな連絡幹線などを早急に整備する必要があると考えております。

さらに、計画汚水量から推定すると、新たな連絡幹線などについては、平成25年を目途とした整備に向け取り組んでいく必要があると考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上が回答文の内容でございます。

これで、都市計画変更に係る案件説明及びその後の経過についての説明を終了させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

今いろいろ、県知事から地元の意見書に対しての回答を読んでいただきました。

まずはじめに、昨年7月24日に住民から県知事あてに出された反対意見に対して、なぜここまで、ちょうど8カ月たっているわけですけれども、この時期になってしまったのか。

その理由は2つぐらいここに少し書かれておりますけれども、もしこういう

考えがあるのであれば、前回の都市計画審議会のときに出ているよかったですのではないかと考えております。そうすれば継続審議にもならないで済んだのかなという思いもしております。

この8カ月間、県が様々な協議をいろいろな場面でされてきたと思いますが、それによって、今回このような住民に対しての回答書が出てきたものと受けとめておりますけれども、県が、どのような協議をされてきたのか、まず、その辺のこれまでの協議の内容について伺いたいと思います。

(神奈川県下水道課)

神奈川県下水道課でございます。よろしくお願いたします。

7月にいただきまして8カ月という期間がかかってしまったのですが、その間、我々といたしましても、鹿見堂の蓋かけについて、特に計画を練っていたということがまず1点ございます。特に、実施に当たって、先ほどの回答の中にもございますけれども、予期せぬ多量な雨量があったというようなこともございまして、臭気対策を含めて、環境対策を含めて、どのような形の構造にすればいいかというところをやってきたわけでございます。その結果といたしまして、放流口を切り回して下流のほうに、345メートルだったと思いますが、切り回して下流のほうに持っていく構造にして、現存する3面張りのところにはボックス形式で蓋をかけるというような構造検討を行っていたということが一つございます。

それも期間がかかるということで、何とかその間でも少しでも軽減できないかというようなことも考えまして、放流口のところに仮設の覆蓋をいたしました。そんなような対応をしております、いただいたご意見の7月の時期には十分な回答ができないだろうと。それよりも、まずできることをしっかりやろうというような期間として考えていたわけでございます。結果として、大変遅くなってしまって申しわけないところがございますけれども、そんな期間に費やしていたということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

(会長)

いかがですか。どうぞ。

(委員)

理由は述べていただきましたけれども、それだけの協議で8カ月もかかったとは思いません、やはり住民側に立った考え方で、もう少し早く、それも審議会に間に合うように出してもよかったですのではないかとこのように思います。

これは私の意見です。平行線だと思imasるので、その件については、この辺にしておきたいと思imas。

会長、次に行ってもよろしいですか。

(会長)

はい。

(委員)

では、県のほうからいろいろ回答をいただきました。その件について何点が確認の意味で、また質問もござimasけれども、させていだきたいと思imas。

県の回答書の3ページ一番上の「地震対策について」という部分でござimas。この寒川平塚幹線、将来的には平常時に左岸から右岸へ1日9.2万立方メートル送水するということ、そして、地震のときなど災害時における左岸と右岸の処理場相互間で送水する最大汚水量を1日当たり60.8万立方メートルに対応可能な幹線として、今回、都市計画の変更をするのである、このように書かれております。

まず1点は、最大汚水量の60.8万立方メートルの数字の根拠、大体わかりますけれども、はっきりと県のほうからお示しいただければありがたいと思imas。

それから、次に書かれております戸沢幹線を利用した左右岸の相互送水のごとでござimasけれども、最初は、これは1日当たり、当初は3基、9万立方メートルを設置したと思imas。今は、ここに書かれておりましたけれども、県が6万立方メートルに変更いたしましたよね。この理由をお聞かせいだきたいと思imas。なぜそこで変更してしまったのか。

私が思うのは、素人の考えですけれども、茅ヶ崎の柳島のあの処理場と、それから平塚市の処理場が、地震のときに両方がだめになってしまった場合に、この9万立方メートルのままにしておいたほうがいいのではないかと。もし本当に地震対策を考えるのであれば、6万立方メートルにわざわざ変更することはなかったのではないかと素人なりに考えるわけですけれども、その辺の県の考え方を伺いたいと思imas。

1つずつのほうがよろしいでしょうか。では、この点を1点、最初に伺imas。

(会長)

それでは、引き続きよろしくお願imasいたします。

(神奈川県下水道課)

まず、60.8万トンの根拠でございますけれども、これは左岸から右岸へ送水するもので、日平均の計画汚水量ということになります。災害時に流れてくる平均的なところ、雨天時はもっと多いわけですが、地震と雨は重ならないだろうということを根拠に、日平均計画汚水量60.8万トン、これを想定して管径の規模等を決めております。

また、逆に右岸から左岸につきましては、日平均の汚水量33.8万トンになりますけれども、その汚水量が流れる規模、これを根拠にしております。

次に、戸沢幹線のポンプ等の能力についてのご質問だったかと思えますけれども、当初、お話のとおり9万トンの容量がございました。3万トンずつのポンプを3基つけておまして、それで9万トンということ考えておりましたが、その後、左右岸に2基ずつポンプをセットしまして6万トンという能力になっております。残った1基あるわけですが、これにつきましては、現在も設置はしております。ただ、それにつきましては、維持管理ですとか予備に使うということで、日常は使用しないということで、左右岸それぞれ6万トンずつの能力があるということでこのような回答にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(委員)

9万トンから6万トンに変更した、でも、県のほうの理由のところ、寒川平塚幹線を設置する理由として、戸沢幹線の今の説明の9万トンを6万トンにした理由、その理由から寒川平塚幹線を今回計画変更すると、それを理由にしておりますよね。9万立方メートルから6万トンに変更したためだと。6万トンだから寒川平塚幹線を計画変更するという理由をたしか、理由の一つに挙げられていると思います。そういうことから考えると、私はちょっとその辺を疑問に思って質問させていただきました。何もはじめから9万立方メートルにしておいていいのではないか。それが1点。

それから、次に、水循環・水環境の保全についてというところに移らせていただいてよろしいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

ここに「相模川流域別下水道整備総合計画」という言葉が出てきております。ここに位置づけているので汚水の高度処理はしっかりとやりますよと、このように説明がされております。しかし、地元の住民にとっては、これまでが、知事からの回答にも何回もお詫びの言葉が入っているように、十分な説明がされていなかったのが原因で、今回、地元の反対意見が強かったわけです。それを何十年か繰り返している中でこのような結果になってしまったということだと思います。

そういった意味で、この総合計画、この進捗管理、これが県ではどのような仕組みになっているのか。この辺をしっかりと、計画に基づく事業の確実な実施が担保されませんと、私たちも地元の人たちも、県に対してまだまだ不信感を持っておりますので、総合計画に位置づけられたからといって、それが確実に実施されるとは、私たちは信用するわけにはいきませんので、その辺の管理する仕組みがどうなっているのか、その辺が聞きたいと思います。

それから、その件について、2つ目としては、住民の合意形成を図るための規定がどうなっているのか。それは、総合計画策定においての住民参加の推進ということがありますけれども、策定に当たって、これから進めるに当たって、必要に応じて学識経験者や関係住民の意見聴取も必要になると思います。また、さらに、計画の公表の義務づけも必要だと思いますけれども、その辺の規定が県のほうではどうなっているのか。

それから、その関連で、3つ目としては、水質の環境基準があるんですが、それ以外の項目、例えば、国で決められている基準のほかに地方、ローカル基準として、策定地域の実情に応じて独自に設定できるような措置ができないのか、その辺もお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(神奈川県下水道課)

まず1点目が、先ほどの戸沢幹線の関係の6万トン、9万トンというお話がございました。特に、寒川平塚幹線でございますけれども、先ほどもご説明いたしましたとおり、大規模な地震があったときに相互に補完するということで、全く戸沢幹線とは規模の違う流量を流せるということを主眼に置いた幹線でございます。それを利用しながら、日常の柳島、左岸で処理能力を超えた場合の想定されます9.2万トンも、そこを活用して、両方で効率的に水処理をしているという性質のものでございます。9万トンから6万トンというのは、あえて県としても大きな根拠として取り上げたところはないと思っておりますのでございます。

次に、特に高度処理の関係でございますけれども、相模川流域別下水道整備総合計画には位置づけているけれども、しっかりと取り組むのか、ということ

ろでございます。この計画そのものは実施計画ではございませんで、いつ何時やるかというようなところは書き込みがございません。ただ、我々も回答の中で書かせていただいておりますけれども、まずは、引き続き水処理が大切だろうと。新たな計画によりますと全体で7系列必要になりますけれども、6系列目が20年度に終わります。その後7系列目に着手するんですが、一般的な今までの経験から言いますと、平成28年を完成目途にするぐらいの期間がかかると考えているところでございます。

一方、やはり世間の環境に対する志向が高まっているという中で、環境省の諮問機関でございます中央環境審議会水環境部会というものがございしますが、ここにおいて、環境基準の水類型の見直しの検討が行われております。そういう中で、相模川流域の下流におきましても、平成20年度から同委員会で検討が進められることになっております。この委員会の答申の内容によりましては、先ほど28年と申しましたけれども、そういったところで水質の向上が求められれば、28年を待たずに早く着手できるというような機会もあろうかと思えます。こういった形で、高度処理につきましては、国の動向ですとか流域の市町との調整もございしますが、地元の皆様のご要望も踏まえて、早期導入に向けて前向きに検討していきたいと思っております。

なお、参考資料2が本日配布されておりますけれども、処理場のやや右側になります。高度処理の施設、これについても3ヘクタールございますので、この中で十分処理できると思っております。こういった中に、なるべく早い時期に、先ほど申しました国の動向もございしますが、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それと、住民との合意形成に向けた仕組みというお話がございました。これまで、都市計画法に基づいた縦覧ですとか、意見聴取ですとか、法に基づいたものをやってきたというところで、任意の形で十分ご説明をする仕組みがなかったというようなことがございます。ただし、昭和59年度に、特に四之宮地区におきましては、通称「相環連」という組織が立ち上がりまして、その組織は、より環境に対して円滑な促進を図るという目的で組織されたものです。我々も、こういった組織を今まで以上に大切にしたいと思いますか、密に連絡を取り合って、任意の形でいろいろな意見交換ですとか、これまでも最先端の現地などにも一緒に行っていたこともございしますが、そういった形でご意見をお伺いしながら進めていきたいと思っております。

また、4点目に、さまざまな測定ですとか検査の基準ということでございましたけれども、もちろん排出基準等、環境基準も定まっておりますし、たしか臭気などは条例もございまして、そういったものを遵守してさまざまな計測等を行っているところでございます。

そういった基準もございますけれども、自主的な管理といたしましては、定期的な検査をもとに、あるいは施設から臭気が逃げ出していないかなどという日常の点検も行ってございまして、平成19年度、20年度にかけても、それぞれ施設の改良なども臭気対策として行っているところでございます。そんな形で進められているところでございます。

いろいろな検査結果につきましては、ホームページなどを通じたり、先ほど申し上げました相環連の定期的な開催の時期にお知らせしたりと、そのような対応を図らせていただいているところでございます。

以上でございます。

(委員)

今いろいろお答えをいただきましたけれども、答弁は、そういう仕組みはないということだと思います。その仕組みをぜひこの際にきちんと、国のほうからもそういう指導がなされているのではないかと思いますので、ぜひ神奈川県としても、この四之宮の問題を契機にそのような仕組みをつくるべきだと思いますけれども、その辺の見解をもう一度、つくるのかつくらないのか、今ここで即答とは言いませんが、でも、そういう考え方があるのかどうか、その辺を再度伺いたいと思います。

それで、考えがない中で聞いてもしようがないと言えればそれまでですけども、総合計画に基づく事業の進捗状況を管理する、その辺の管理する方法ですが、今、ニューパブリックマネジメント、このような制度を導入して、PDS、計画、実施、評価、この辺の仕組みをしっかりとつくった上で今後進捗管理をしていただきたいと思いますが、その辺の考えがとおりかどうか、まずその辺の見解を伺いたいと思います。

それで、最近新聞に載っておりましたけれども、今国会で行政不服審査法の改正法案が提出される予定になっております。ご存じだと思いますけれども、この改正の内容は、特に、現行法よりも国民の、住民の権利、利益の救済に重点を置いた制度となっているということが述べられております。このような意味からも、行政の民主化、行政の透明化、このようなものを担保するには、ぜひ今言ったような仕組みをしっかりとつくっていただいて、これからも四之宮の終末処理場の闘いはまだ続くわけです。高度処理にしても、どんな高度処理の内容なのか、その辺も住民はしっかりと知らされていかないとチェックができませんので、ぜひその仕組みをこの際つくっていただければありがたいと思いますけれども、ご見解を伺わせていただきたいと思います。

(神奈川県下水道課)



お答えさせていただきます。進捗状況ですとか、そういったところに関して、いわゆるパブリックコメント等の思想を用いて仕組みづくりができないかというお話でございました。

我々といたしましても、地元の方々や地元平塚市と、早い段階でそういった仕組みづくりが必要なかどうか、あるいは必要であればどういう形がいいのか、そういった議論はさせていただきたいと思います。

それともう1点、行政不服審査のお話がありましたけれども、我々といたしましては、そういうことの前に、そういった仕組みづくりも踏まえて、地元とどういった形で対話ができるのか、ということが一番大切だと思っております。行政不服審査という法に訴えるのは最後の最後の手段かなとも考えております。まずは、先ほど申し上げましたとおり、市と地元の方々とそういった仕組みづくりを積極的に議論させていただきたいと思います。

以上でございます。

(会長)

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。何か質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

もう少し、県の回答書に対しての質問がございます。

高度処理について、もう少し具体的に伺いたいと思います。

今、四之宮の処理場、古い1系列から4系列の処理場があります。今後、7系列目を作成するという計画変更ですが、この7系列目ができたとすると、県は、今後、この1系列目から4系列の処理場に対しての高度処理をどのように考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

(会長)

それでは、説明をお願いします。

(神奈川県下水道課)

お答えさせていただきます。

高度処理の方法ですけれども、今現在、いろいろな地域の情報も集めているところではあります。一般的には、系列ごとにやるのではなく、例えば7系列できれば、7系列分を、まずは、いわゆる現在やっております標準活性泥法で処理した後の処理水を、まとめて新たに砂ろ過で処理するのが、現在、最も

一般的と言われておりますけれども、このような形で処理した水をまとめて放流していくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

(委員)

系列ごとではなくてまとめてやるということですよ。今の答弁では、当初、この計画をするときに、住民と行政が東京のほうに処理場を見学に行っておりますよね。そのときに、東京の処理、すばらしい高度処理がされているところを住民は見せられたわけです。それで、そういうふうになるのかなと思って期待していたところが、全然違っていったということで、反対意見も募ってきてしまった経過もございます。

そういった意味から、今回7系列目をつくりますと、日常では大変余力がありますね。いざ災害が起きたときはフル回転するかもしれませんが、日常時は非常に余力があります。そういった意味からして、その余力がある中で、これまでの古い処理場をしっかりと、東京のを見せていただきました、砂ろ過ですか、その辺の高度処理をしっかりと計画的にやっていただきたいというお約束をさせていただきたいと思うんです。その辺を住民は非常に不安に思っておりますので、ご回答いただければと思います。

(会長)

それでは、説明をお願いします。

(神奈川県下水道課)

この場で具体的にこういった仕組みでどうやるかというようなことは、まだこれからのお話で十分できないところではございます。ただ、下水処理施設、随分老朽化しているものもございます。四之宮のほうもそういうことでございます。我々、そういった施設について改築、更新をしていかなければいけません。そういったときに、今あるものを今の程度に直す、更新するというのではなくて、その時点、時点の最新の技術を取り入れた中で改築、更新していく、こういったことが、省エネ対策になったり、温暖化対策になったりしていきます。また、処理水自体の水質の向上も図られるというような方向で、技術的には日進月歩ということで、さまざま全国的にも動いております。

我々といたしましては、そういった技術を、特に四之宮はどういった技術が合うのかというようなことをしっかりと勉強しながら、また、住民の方々とも同じような情報を持ち合わせながら、いわゆる誇れる処理場にしていきたいと思っております。

以上でございます。

(会長)

よろしゅうございますか。  
ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

会長、ないようでしたら意見を言わせていただきますけれども。

(会長)

どうぞ。

(委員)

ご質問がないようですので、私のほうから意見を言わせていただきたいと思います。

本日、3月24日に県のほうから、これまでにない県知事からの回答書が、はじめて、これまでに含まれていない言葉も入っております。そういった意味から、これまでのいろいろな経過を踏まえると、これでおしまいというわけにはいきませんので、今回、この県知事からの3月24日付けの回答書に対して、この平塚市都市計画審議会として附帯意見をお願いしたいと思えます。

内容的には、しっかりとこの回答書に基づいて計画を進めていただきたいと思いますということを踏まえた附帯意見をぜひお願いしたいと思えますけれども、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま、附帯意見をつけてというご意見がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。

(異議なしの声)

(会長)

よろしゅうございますか。

それでは、当審議会の答申にあたっては意見を付すということで集約させていただきます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

特にございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、答申に当たっては、当審議会として意見を付すことにさせていただきたいと思えます。

今の、委員皆さんから出されましたご意見を要約しますと、県知事から地元の四之宮地区自治会連合会会長さん等に出された回答文、その内容について十分に守っていただくこと、また、そして、環境対策についてはできるだけ先進的なものをお願いしたいというような意味合いかと思えますけれども、その2点を付して答申をさせていただきたいと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

(会長)

それでは、採決に移らせていただきたいと思います。

それでは、議案第175号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更(神奈川県決定)については、意見を付した上で原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(会長)

ご異議なしと認めます。それでは、原案どおり決定することといたします。

それでは、ただいまから答申案を作成いたしますので、しばらくの間お時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

(会長)

それでは、お待たせいたしました。

ただ今、お手元に答申案をお配りしましたけれども、事務局のほうから朗読をさせていただきます。

では、よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは、答申案を朗読をさせていただきます。

平塚都市計画の変更について（答申）

平成20年3月18日、当審議会に付された次の議案について、審議の結果、原案どおりとすることに決しましたのでその旨答申いたします。

なお、当審議会としては、次の意見を付すことといたします。

#### 記

議案第175号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更(神奈川県決定)

#### 附帯意見

1. 下水道事業者である神奈川県知事が平成20年3月24日付けで四之宮地区自治会連合会会長等に対して回答した下水第170号「寒川・平塚幹線に関する都市計画反対意見書について（回答）」の内容を誠実に遵守し、着実に進められるよう配慮されたい。

2. 特に、環境対策については、地域住民との協調により、先進的な処理場とすべく、その早期実現に努められたい。

以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。

それでは、この答申案で答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（異議なしの声）

（会長）

よろしゅうございますか。

それでは、この答申書をもって市長に答申をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の審議案件は終了とさせていただきます。

続きまして、(2)のその他でございます。報告事項といたしまして、平塚市まちづくり条例について、第2次平塚市都市マスタープランについて、高度地区等の変更について、第6回線引き見直しについて、につきまして事務局より説明がでございます。

まず、「平塚市まちづくり条例について」、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告事項に入らせていただきます。

まず、まちづくり条例についてご報告させていただきます。

資料につきましては、前回お配りさせていただきました平塚市まちづくり条例の全文、それから、平塚市まちづくり条例に関する都市計画審議会への審議事項、それから、本日お配りさせていただきました広報の平塚市まちづくり条例の特集号、この3点についてご説明いたします。

まず、平塚市まちづくり条例につきましては、昨年12月に市議会で可決されまして、平成19年12月25日に公布され、本年7月1日に施行される予定になっております。現在、その施行に向けまして、市民の方々に周知するとともに、この条例の規則であるとか、あるいは運用基準、これらのものについて検討しているところでございます。

それでは、まず、全体のまちづくり条例につきまして、広報の特集号を見ていただきたいと思います。

これにつきましては、3月29日に市民の全戸に新聞の中に折り込みで入れさせていただきますまして、配布いたしております。7月1日に施行するという周知文になります。

制定の背景といたしましては、市民によるまちづくり活動の動きやまちづくりに対する市民の意識が高まってきています。都市計画の分野においても、地区計画などの申し出制度や都市計画提案制度を創設し、住民発意型まちづくりの仕組みが必要になってきました。

また、これまでの開発事業指導要綱、開発事業者をお願いする事項を定めたものですけれども、これに基づく開発事業は、事業者の協力を前提としたものでした。このような状況に対応するため、明確な手続や基準を条例で定めることが必要になってきております。

この条例の制定によりまして、まちづくり条例では、都市計画法に定められた規定のほかに、市独自の手続なども定めました。また、市民が取り組むまちづくり活動への平塚市からの支援についても定めましたので、これらを活用することにより、地域の特性に応じたまちづくりを行うことができるようになります。

また、開発事業に伴う手続や基準を明確にするとともに、条例の実効性を高めるため、罰則規定も定めたところでございます。

この条例の特徴ですけれども、大きく4点ございます。まず1点目は、市民、事業者、市、それぞれの主体ごとにまちづくりの仕組みや手続を定めたこと。2点目といたしまして、まちづくり計画や開発事業計画策定に対し、早い段階から市民参加や住民手続などを定めたこと。3番目といたしまして、開発事業

の種類や規模に応じたきめ細かな手続と紛争解決の手段として、あっせん、調停制度を設けたこと。4番目といたしまして、市民が行うまちづくりに対し、初期段階から、情報提供や専門家の派遣などといった支援制度を設けたこと。これらのほかにも、条例という形をとることで、手続きの公正性・透明性が向上するということとなります。

ページを1枚おめくりいただきまして、このページの中には、右半分のところには、市民主体のまちづくりにつきまして、その仕組みを写真とか、あるいはイラストを入れまして、順番にどのように進んでいくのか、地区計画などを定めるときにはどうしたらいいのかというようなことを表しております。

左側の黄色い部分は、協議・調整のまちづくりということで、開発事業に関する事業の届出対象、規模に分けました開発事業の区分、開発事業の手続き、それから条例の中に定めました開発事業の基準、紛争解決の仕組みなどをこの中に記述しております。

最終ページですけれども、ここでは、まちづくり条例のQ & A、それから下の部分につきましては、条例の全体構成を示しております。1章から8章まで全条文数が71条文となります。この条文につきましては、先ほどご説明しました資料の中に「平塚市まちづくり条例」として全文を記載させていただいております。

それでは、この条例の中で、本都市計画審議会への審議事項につきまして、A4の横書きのものでまとめましたので、それについて簡単にご説明させていただきます。

構成といたしましては、左の欄のところに都市計画審議会が出てくる部分の章のところ、それから中央の欄に条文を抜粋して書いております。

まず、1ページ目の第9条「地区まちづくり」のところでは、地区計画等を定めることを主たる目的とした計画または実践活動で、身近な地区の特性をいかしたまちづくりに関し、地区住民が主体となって行うものを地区まちづくりとして定義いたしまして、第10条で、地区まちづくり協議会を設定することができるという条文を設けております。

この第1項では、その認定要件を定めており、この第5項、ゴシック体で示させていただきましたが、この項において、市長は、第1項の規定による認定を行うに当たり、必要があると認めるときは、平塚市都市計画審議会の意見を聞くことができる、と定めております。ここで、「必要があると認めるときは」といたしたのは、第1項の部分で認定要件を定めておりますので、この必要があるというようなときにこの審議会にご意見を求めようと考えております。

同様に、第11項で、市長は、第9項の規定による取り消しを行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができるということにし

ておりまして、地区まちづくり協議会の認定、取り消しに関する事項を審議事項といたしております。

ページをおめくりいただきまして、第3章「市民主体のまちづくり」の中の地区まちづくり計画でございます。

第11条では、協議会は、当該地区のまちづくり方針及び具体的な事項で、規則で定めるものにより構成するまちづくり計画を策定することができることといたしております。第11条の第7項、市長は、地区まちづくり計画の認定を行うときは、あらかじめ規則で定める事項について審議会の意見を聞かなければならないといたしております。地区まちづくり計画の認定に関する事項をこの審議事項といたしております。

次の第2節「都市計画の決定または変更の提案に関する手続等」、これは、いわゆる都市計画の提案制度に関する手続を定めた条文であります。

第17条第2項で、市長は、前項の都市計画提案書の提出を受けたときは、法21条の2第3項に規定する事項、まちづくり基本計画及び市の施策に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、その旨を告示します。これに関する審議会の役割といたしましては、第17条の第10項にございます。市長は、前項の見解に基づき、都市計画の決定または変更する必要があると認めるときは、速やかに都市計画の案を作成し、その必要がないと認めるときは、同項の見解を付して審議会の意見を聞かなければならない、としております。これは、都市計画法の21条の4、21条の5の中に書かれているものでございます。

次のページです。第4章「市が発意するまちづくり」ですが、この部分では、市が主体となって発意していくまちづくり計画についても、条例第21条4項において、市長は、まちづくり計画を決定するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができる、としております。

その次の第2節「都市計画の決定または変更の手続等」の中では、第23条4項、市長は、法18条第1項の規定により、神奈川県が決定または変更する都市計画に関して意見を述べるときは、審議会の意見を聞かなければならない、としておりまして、都市計画の決定または変更に関する事項について定めております。

最終ページですが、第5章の「協議・調整のまちづくり」、この中で出てきます第24条「大規模土地取引行為の届出」、これにつきましては、5,000平方メートル以上、市街化調整区域においては3,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権もしくは賃借権、これらの権利の取得を目的とする権利の移転または設定を行う契約を締結して、土地に関する権利を移転し、または設定しようとする者は、当該契約を締結する日の前日から起算して6カ月前



までに、その内容を市長に届出なければならないとしております。ただし、契約の内容により、市長が届出の必要ないと認めるときはこの限りでないとしておりまして、これは、土地の利用形態を変更しないようなとき、このようなときを考えております。

それから、第2項のところ、6カ月前までに届出をしていただくことが困難であると市長が認めるときは、当該届出は、当該契約を締結する日の前日から起算して3カ月前までにすることができる、としております。これにつきましては、相続等により6カ月前にできない場合については3カ月前までとするというような特例規定を設けております。

この届出に対しまして、第3項では、市長は、第1項の規定による届出があったときは、必要に応じて、審議会の意見を聞いた上で、当該大規模土地所有者に対し、まちづくり基本計画及び市の施策に即した土地利用となるよう協議を求めることができるということにしておりまして、大規模土地取引に関する事項の中でも、本審議会のほうに必要に応じて意見を聞くとしております。

最後ですが、開発事業等の手続の中で、開発基本計画に関する指導又は助言ということで、第30条、市長は、第27条第1項の規定による開発基本計画書の届出があったときは、当該開発基本計画が、まちづくり基本計画、市の施策に即したものとなるよう、事業者に対し必要な指導または助言を行うことができる、としております。この場合において、市長は、指導・助言を行うに当たり、必要があると認めるときは審議会の意見を聞くことができる、ということで、この助言に対しても、必要とあると認めるときは審議会の意見を聞くこととしております。

このように、条例の実質的な運用に当たり、中立的な立場から、施策等の決定に関しまして本審議会で審議していただこうと考えたものでございます。

以上、都市計画審議会においてご審議いただく事項をまとめたものについてご説明いたしました。以上でまちづくり条例に関する報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

(会長)

よろしゅうございますか。

それでは、次に、「第2次平塚地区都市マスタープランについて」、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第2次平塚市都市マスタープランにつきまして、前回配布させていただきました報告資料2「第2次平塚市都市マスタープラン素案に関するパブリック・コメントと市の考え方」により報告させていただきます。資料のほうはいかがでしょうか。報告資料2でございます。

本日は、こちらのA4横長のパブリックコメントと市の考え方、あと、こちらの「平塚の未来ここにあり」という素案の概要版でカラー刷りのもの、こちらを主に使わせていただいて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

第2次平塚市都市マスタープランにつきましては、昨年10月に素案を公表しまして、1カ月間パブリックコメントを実施したところでございます。

まず、前々回の都市計画審議会においても素案の概要につきまして、概要版、平塚の未来ここにあり、こちらのカラー刷りの資料ですが、こちらのほうで説明させていただきましたが、時間をいただきまして、若干、また概要を説明させていただきたいと思っております。こちらのカラー刷りの資料を見させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目ですが、こちらのほうに書いてありますが、「都市マスタープランとは」ということですが、都市マスタープランは、市と市民が協働で都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございます。今なぜ策定するかということですが、本市では、平成10年に現行の都市マスタープランをつくっております。その後10年が経過し、時代背景や社会情勢が変化したということで、都市づくりの新しい指針としてプランを策定する。さらに、昨年6月、平塚市の総合計画が策定されております。新たなまちづくりということで、上位計画の総合計画に即して、今回策定を進めているということでございます。

本プランの基本的な考え方は3点ほどございまして、市民と市が共有するプランであるということで、協働の都市づくりを進めるための指針とするもの。総合計画を都市づくりの面から具体化するプラン。さらに、今後の都市計画制度や施策を合理的・効率的かつ効果的に進めるための指針でございます。

そして、本プランの構成ですが、下のような構成になっております。全6章の構成で、今回、素案として市民の皆様にお出ししたのは、序章から4章までで、序章「都市マスタープランの策定の趣旨」、第1章「都市づくりの課題」、第2章「都市づくりの全体構想」、そして第3章「ひらつかの顔づくり」、こちらは、本市を対外的にアピールする先導的な地域を5つ定め、顔づくりの方向

性を示しております。さらに、第 4 章で「分野別の方針」ということで、分野別に都市づくりの方針を 7 つ定めましてその整備方針を掲げております。以下、第 5 章、第 6 章については、現在、昨年度から検討中ございまして、今年度中にあらためて素案としてお示ししたいと思っております。

それでは、ページをお開きいただきまして、まず、都市づくり全体の構想ですが、こちらでは、1 の将来の都市像として、右ですが、まず 3 つの都市づくりの目標を掲げております。「住むなら平塚、あんしんの快適都市」、「創るなら平塚、かがやきの産業都市」、「集うなら平塚、ときめきの交流都市」。そして、将来都市像として、「豊かな自然につつまれて、人と街が織りなす湘南のサステイナブルシティひらつか」を目指すものとしております。

さらに、2 でこれからの都市づくりの進め方として、「いかす、つなく、つかう」ということで、平塚の既存にあるもの、また、新たにできるものをいかし、つなぎ、有効に使う、そういう考えのもとに将来の都市の姿を実現していこうということを考えております。

次に、3 の将来都市構造、こちらにつきましましては、基本的な構造の方向性といたしまして、平塚駅周辺の南側の核、ツインシティ周辺の北の核、さらに西に行きまして西部地域を設定し、2 の土地利用の基本的な方向性といたしまして、商業・業務系の市街地、住居系の市街地、工業・産業系の市街地、集落地・農地・自然系用地、そして大神地区のツインシティ、さらに、良好な水辺の環境と調和したゾーン、豊かな自然を生かしたゾーン、そういったものと考えております。

右のページをご覧くださいまして、拠点の方向性といたしましては、緑と水辺の活用拠点、さらに、緑とふれあいの拠点と水辺のふれあい拠点、シンボル軸と都市軸の方向性としまして、駅を中心としたシンボル地区、大きな南の核と北の核をつなぐ南北都市軸、さらに 5 番目としまして、交通軸の方向性といたしまして、大きく東西の交通軸、放射状の交通軸、こういったものを構造として定めていこう、ということでございます。その概略図が、上の将来都市構造図になっております。

次のページ、4 ページ目ですが、こちらにつきましましては、第 5 章として「ひらつかの顔づくり」ということで紹介させていただいております。

平塚の都市づくり、本市の都市づくりを導く顔として 5 つを位置づけ、平塚の都市の価値を高め、平塚をアピールする先導的な地域ということで、基本的に取り組む施策の方針などを掲げております。

まず、1 つ目といたしまして、左上の西部地域、こちらの名称といたしまして「ひらつかウェスタンヒルズ」ということで取り組みの方針を掲げております。

左下に移りまして、総合公園周辺ということで「ひらつかセントラルパーク」  
として、取り組みの方針を掲げております。

さらに、右上に移りまして、北の核ということで、「ツインシティ」における  
取り組みの方針を掲げております。

さらに右に移りまして、南の核ということで、平塚駅周辺の「中心市街地」  
における取り組みの方針。

最後に、一番下のひらつかの海ということで、「ひらつかコーストステージ」  
における取り組みの方針を掲げております。

次のページをご覧くださいまして、第 章「分野別の方針」ということで、  
将来の都市の姿と都市構造を実現するため、都市づくりに関わる分野別の方針  
を7つ定めまして、それぞれの分野ごとに整備方針を示しております。この概  
要版では、その主な課題とそれに対する主な整備方針を掲げております。

まず、1の「土地利用の配置方針」では、図を参照にさせていただくんですが、  
大きく土地と建物に関する規制と誘導の方針。さがみ縦貫道路開通における産  
業立地の土地の確保、大規模施設の移転への対応等を掲げております。

2の「道路と交通の整備方針」につきましては、幹線道路の整備、公共交通  
の充実、歩行者空間、自転車利用環境の整備、さらに、平塚駅周辺の交通環境  
の向上といったものを掲げております。

右のページ、3の「住まいを支える都市づくり方針」につきましては、今後  
の高齢人口増加、生産年齢人口減少、少子高齢化への対応、居住環境の保全、  
利用ニーズの変化による施設の柔軟な運用等を掲げております。

さらに、4といたしまして、「産業を支える都市づくり方針」としまして、平  
塚駅周辺の中心市街地の活性化、さらに、各種産業でございます工業、農業、  
海業、こちらの環境づくりを掲げております。

5では、「うるおいの都市づくり方針」としまして、景観及び公園、こういっ  
た面の内容をこの章でまとめて掲げております。

最後のページを見ていただきまして、6「環境と調和する都市づくり方針」  
の中では、自然環境の保全、都市環境、生活環境の保全。

最後、7「安心安全の都市づくり方針」の中では、交通バリアフリーやユニ  
バーサルデザインの推進、都市防災の推進、都市防犯の推進といったものを掲  
げております。

このような内容の素案で公表を行い、パブリックコメントを行いました。そ  
して、その意見と市の考え方につきましては、こちらのA4の資料にまとめて  
おりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

まず、表紙のパブリックコメントの実施状況ですが、平成19年10月1日  
から1カ月間行ったところ、提出者数は22名、総意見数として取りまとめ

すと82件となっております。

その内容は、以下のとおりでございます。素案全体に係るものが10件、平塚の顔づくりでは13件、分野別の方針では道路や交通の整備方針で17件ほどのご意見をいただいております。

それでは、それぞれ概要を報告させていただきます。

まず、1ページ目の素案全体に関することということで、その4番目、財政的な裏づけ、マスタープラン全体の導入算出計画はどうなっているか、そういった面のご指摘をいただいております。

こちらにつきましては、都市マスタープランは概ね20年の長期に目標に置いているということで、計画については、限られた財政状況で都市づくりを進めていきたいと考えております。このため、選択と集中、そして、「いかす、つなぐ、つかう」という都市づくりの進め方の考え方に基づいて都市づくりを進めてまいりたいと考えております。具体の事業につきましては、財政計画に基づき、総合計画の実施計画に位置づけていき定期的に進めてまいりたいと考えております。

次に、2ページ目ですが、カタカナ箇所について何点かご意見をいただいております。

今回、「ひらつかの顔づくり」の中で、ひらつかセントラルパーク、ひらつかウェスタンヒルズ、ひらつかビーチパーク、ツインシティ、ひらつかコーストステージなど、また文面の中でレンタサイクルですとか、カタカナばかりが出てくるが、これは言葉の遊びというより、カタカナによるごまかしと受け取れる、というようなご意見をいただいております。

今回、カタカナ表記につきましては、市で現在使っているもの、さらに新しいイメージを示したいものやアピールをしていくものなど、表現によって使い分けて位置づけております。「ひらつかの顔づくり」については、本市が広域にアピールできる都市として、本市に住み、働き、また訪れる人が、その魅力を満喫し、居住や生産、楽しむ場として本市を選んでもらうことができるよう、本市の価値を高め、本市をアピールすることができるよう、先導的な地域として位置づけ、またさらなる施策を推進するという意味合いを含めまして新たな表現を採用したところでございます。カタカナ表記につきましては、再度、今後の策定の中でさらに検討してまいりたいと考えております。

それでは、3ページ目、第4章「都市づくりの全体構想」に関わることということで、将来都市像についてご意見をいただいております。

素案では、「豊かな自然につつまれて、人と街が織りなす湘南のサスティナブルシティひらつか」と提唱しているが、既に上位計画の総合計画の中では、「ひとまち自然生活快適都市ひらつか」と定めている。これらを上位計画

と合致させるべきではないか、というご意見をいただきました。

市の考え方といたしましては、都市マスタープランは、総合計画に即して策定する必要があるということで、将来都市像も総合計画の考え方に準拠しておりますが、総合計画は本市の行政の全体を対象としているのに対しまして、都市マスタープランの将来都市像は、総合計画の「ひと まち 自然 生活快適 都市 ひらつか」を都市づくりの面から象徴的にわかりやすく、都市づくりに適したスローガンとして掲げたものです、ということでございます。

その次のページにいきまして、第 章「ひらつかの顔づくり」に係ることということで、「顔」の名称の変更といったご意見のところでも、再度、名称を変えたらどうかということで、特にひらつかウェスタンヒルズ、セントラルパーク、コーストステージ、こういったところは変えたほうがいいのではないかということのご指摘を受けており、これに対する市の考え方は、先ほどと同様でございます。

その次のページ、5ページを見ていただきたいと思います。「ひらつかの顔」の2で、ツインシティ整備につきましては、さがみ縦貫道路の開通や近隣の新幹線整備においても、さらに開発が進むものと思われる地域で、もともと農家の方々の田畑があり景観のよい場所である。今後、人や物が集まることは地域活性化につながりますが、ごみや環境の汚染問題も少なくないのではないかと思います、というご意見でございます。

ツインシティの取り組みにつきましては、第 章2のツインシティの取り組みの方針の中にも掲げておりますが、基本的な考え方といたしまして、環境共生型、公共交通志向型、地域生活圏形成型、こういった3つの方針のもとに、計画的な土地利用を今後図ることとしています、ということでございます。

その後、7ページ目でございます。分野別の方針に関わることということで、ここでは、まず土地利用の配置方針につきましては、線引きの見直しや農地から宅地、市街化調整区域の活性化、こういった問題について何点かご指摘を受けております。

線引き見直しについては、県が定める方針に基づき、現在、本市の状況を勘案し、県と協議しながら進めております、といったところでございます。

その次、8ページ目ですが、道路では、分野の2の道路と交通の整備方針では、さまざまなお意見をいただいております。特に、駐輪や駐車、バリアフリーに係るご質問をいただいております。特に、駅前の駐輪・駐車場整備、車いすのバスの乗降の問題など、隣の茅ヶ崎の関係などを考えてやったらどうかということでございます。

市の考え方といたしましては、駅前の駐輪・駐車場及びバリアフリー化については、第 章2の道路の交通整備の方針の中で、平塚駅周辺の交通整備を掲

げ取り組むと、ということになっております。

その次のページを見ていただきまして、9ページ目の2番目に、やはり同じように駅前広場の整備ということで、バリアフリー化の問題で、近隣では平塚が遅れているように思われる、というような同様のご指摘をいただいております。

こちらの中でも、同じように北口広場につきましてはバリアフリー化を進めるということにしておりますということでございます。

道路や交通につきましては、地域の生活道路や自転車利用環境など、また公共交通、さまざまなご意見をいただいております。

ちょっとページをおめくりいただきまして、11ページ目ですが、分野3「住まいを支える都市づくりの方針」、この中では、「歩いて生活できるまち」ということで、中心市街地に出なくても地域で用が足せて生活できるまち、こういったまちを目指してほしいと。市役所の出先機関や商店、医院、銀行、郵便局がそろい、老いは子から元気をもらい、子は老いから守られ愛され、お互いが思いやりの地域となるようなまちづくりを進めてほしいということでございます。

今回、第 章で3「住まいを支える都市づくりの方針」というものを掲げておりまして、その中で、日常必要な施設のコンパクトな配置、それから、サービスの効率的な供給に配慮した地域生活圏の形成を目指すということで掲げております。

その次、12ページですが、分野の4で「産業を支える都市づくりの方針」、ここでは、商店街の活性化の問題、農業の保全の問題などのご意見をいただいております。

最後、13ページになりますが、ここではその他ということで、その他の中でもさまざまな、建築の高さに関わる問題やマナーの問題、ごみ捨てのマナー、自転車のマナー、そういったさまざまな問題についてご意見をいただいております。

以上が、簡単ですが、昨年実施いたしましたパブリックコメントの主な意見と市の考え方ということでご紹介させていただきました。

なお、配布資料といたしましては、前回審議会のときに配布させていただきましたが、昨年10月から12月にかけて実施しました地域別懇談会のまとめを配布させていただいておりますので、こちらにつきましてもご覧いただけたらと思います。また、今後、地域別方針につきましても、整理ができた段階で、都市計画審議会の場においてご説明させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

(会長)

ただいまの説明で、ご意見、ご質問がありましたらどうぞお願いします。

(委員)

都市マスの最終的な策定の時期はいつになるのでしょうか。平成20年度ですか。

(事務局)

都市マスの今後のスケジュールですが、今後、本日ご紹介させていただきましたパブリックコメントに関する市の考えについては公表させていただきたいと考えております。また、現在、地域別の方針、さらに実現に向けてという最終章の検討を市民委員や学識経験者、関係団体の方を交えた検討会議で議論しているところでございます。そちらの方もその議論が終わった段階で、庁内で整理いたしまして、できれば夏前に、こちらの再整理も含めた全体の姿として市民に素案として公表させていただきたいと思っております。その素案の際に、再度1カ月間パブリックコメントを実施しまして、さらに都市計画審議会の中でもご意見を聞きながら、現在、今年度の上半期中の作成を目指していきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

(委員)

ちょっとそれに関連してなんですけれども、国の社会資本整備審議会の第2次答申で、かなり集約型の都市構造に誘導すべきだということとか、公共交通を使った、もっと公共交通と都市構造というものをセットでこれからの都市計画自体を考えなければいけないということが答申でかなりはっきり出ていまして、急にある日突然出てきた話ではないと思うんですね。

それで、1つは、今回の都市マスというのが、いわゆる都市計画の整備、開発、保全方針のかなりベースの考え方になると思うんですけれども、整備、開発、保全、それから、本当は管理とかマネジメントが必要だと思うんですが、それはこっちに置いておいて、後にもあると思いますが、もう少し線引きだとか都市施設としての道路というものを、ただ、どこに新しくつくるのかつからないということではなくて、そういう施設をどういうふうにするのか、この大きくの3つで書いてあるようなまちにするように、どういう形にするのかとか、どの軸をどういうふうにするのかとは違う活用の仕方にしていくのか。そういうことは都市マスの中に、もしかしたらよく読むと本文に書かれているのかもしれないんですが、前回の都市マスとどこが違うのか、カタカナになっただけ



ということでは多分ないと思うので、いわゆるプランニングのすごく本質的なところに関わると思うんですが。そういうところがもう少し都市計画の目標で鮮明に、一般の人にも時代の大きな流れの中でこういうふうに変えていかなければいけないんだということが伝わるような表現というか理念と、それから都市構造の形とか、そういうことを少し工夫していただけるのであれば、これはもうパブコメもやってしまったので無理ですということであれば、また別な機会に検討していただければと思っています。

具体的に言うと、都市づくりの基本理念の3つの言葉は、言葉としては非常に耳にも優しく出てくるんですけども、もう少し具体の都市の形として、集約型に持っていくとか、平塚の場合は神奈中のお膝元で、公共交通の整備的なことも神奈中でやられているわけですから、そういうところであればもっと都市計画として、そういう都市施設を公共交通をうまく活用して、なおかつまちの形をそれに合わせてやっていくとか、何かその辺の今までと違うという、もしかしたら私だけかもしれないんですが、そういう思いが一般の市民の中にも伝わるというのではないなと思っています。これは意見ということで、ちょっと述べさせてもらいました。

(会長)

ただいまのご意見に何か事務局、お話がありますか。

(事務局)

今回、特に道路、交通の整備の方針の中では、検討の中にも交通事業者の方にも入っていただきまして、特に公共交通の充実、さらに歩行者空間の充実とパーク・アンド・バスライド、そういった概念も取り入れていこうということで、ある意味で、人に優しい交通手段のあり方というものを随時織り込んでいくところがございます。

さらに、平塚の特徴としましては、今後、ただ単に将来都市像を掲げるだけではなくて、これからの都市づくりの進め方といたしまして、既存の、例えば公共交通にしる、道路にしる、さまざまな都市施設をまずいかして、さらに必要なものをつくり、つなぎ、使っていこう、そういう進め方をここで打ち出しているというところですが、ただ今いただいたご意見も今後の検討とさせていただきます。ありがとうございます。

(会長)

よろしく申し上げます。

いかがですか、ただいまのそういうお話ですけども。

(委員)

多分、今回はマスタープランですから、ゴールを書くというか、何年後のゴールがこうあったらいいな、こういうふうにしましょうということだと思っ  
たんですけども、やはり絵にかいたもちに終わって、また3回目ローリングする  
のかとか、そういうことになると市民の方々からいろいろ出てくると思うので、  
今、都市交通戦略とか、それから、いろいろな具体化のためのプロセスをどう  
いうふうにやっていくとか、そういうことがすごく問われる話だと思っています。  
相変わらず変わっていないところは一向に変わっていないですし、広域交  
通軸といっても、秦野方面は追分から江南の前を通って、こんなふうになら  
ないのかなというのがあるので、その辺のできることと、もしかしたらできな  
いかもしれないというところは、どこか、半分あきらめることも含めて、どう  
やって次につくっていくかということの、単純にプログラムではなくて、もっ  
と、戦略的・投資的な意味での検討は多分次にやられると思うんですが、ぜひ  
そういうところを検討する場面をつくっていただいて、もしかしたら、先ほど  
のまちづくり条例とかで、市民の方々にそういうことをぜひ考えてほしいとか、  
何かその仕組みとプランとプロセスみたいなものをうまく動かせるといいのか  
など。これも追加の意見です。

(会長)

いかがですか。よろしいですか。

(事務局)

ありがとうございます。貴重なご意見として伺っておきます。

1点つけ加えさせていただきますと、今年度、平成20年度と21年度をか  
けまして、平塚市の総合交通計画を策定していこうと私ども考えておりまして、  
この都市マスタープランの都市構造は、昨年議決いただきました平塚市の総合  
計画、スカイプランの土地利用の基本的な考え方を受けた都市構造となってお  
ります。その中には、コンパクトシティ、先ほど集約型と言われましたが、そ  
のような考え方ももちろん検討させていただいているところですが、さらに、  
プラス公共交通に今後どのようにシフトしていくのかということもあわせて、  
将来的な交通計画を、バス事業者さんをはじめ、市民の方々、各種団体の方々  
のご意見をいただきながら取り組んでいきたいと考えておりますので、その中  
でご議論させていただければと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。

いかがですか。よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございますか。

(委員)

先ほどご説明いただきましたパブリックコメントと市の考え方のところ、  
「ご意見を参考にする」というところと、それからさらに、「検討して参考にする」というところと「検討する」、そういう表現がたくさん出てきますけれども、これからの参考のために、この持つ意味の温度差、例えば「参考とさせていただきます」ということは、そのような意見を今後のマスタープランにどういうふうにするのか、「検討いたします」というのはどういうふうにするのか、ちょっと教えていただければと思います。

(事務局)

言葉の言い回しといたしますか、使い方のことですが、主に「参考とさせていただきます」という回答につきましては、特にその他の意見が多いですが、直接的には、今回の都市マスタープランに関わりの少ないものにつきまして、「参考とさせていただきます」という書き方をさせていただきました。ただ単に、これはうちの部局だけでとどめるのではなくて、今回のパブリックコメントにつきましては、庁内関係各課と調整しながらつくっておりますので、関係各課に、こういった意見をいただいておりますということで配布して、いろいろと意見をいただいているところでございます。

「検討する」というのは、ある意味で、今回の都市マスタープランの中で考慮していくかどうかということで、検討しながら、参考にするかどうか進めさせていただきたいということで、若干使い分けをさせていただいているところでございます。

以上です。

(会長)

よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

先ほど、他の委員からもお話がございましたけれども、このマスタープランの中には、平塚市の将来の高齢社会に対する取り組みが全然、一言も言葉にはないと思うんですね。ないんですけれども、高齢社会というのはどのように

想像したらいいのかということだと思っんです。将来、高齡化が進むことは目に見えてわかっていまして、高齡化が進むということは、先ほどの話の中で、まず、車に乗っていた人が車からおりますね。まず車に乗れなくなるということ。車に乗れなくなったときに、では交通機関をどうするのか。公共交通機関をどうするかということと、それからコンパクトシティを進めていかなければ高齡社会は乗り切れない。すると、コンパクトシティはどこに置くかということ、やはり中心市街地の周辺に置く以外にないと思っんですね。

そのようなことを考えたときに、平塚市の高齡社会をどう将来像として描いていくのかということが残念ながらないことを非常に心配しておりますので、その辺の考え方をどう思っていらっしやるのか、ご見解を伺いたいと思っます。

(事務局)

中心市街地を中心としたコンパクトシティのあり方というのは、当然、委員おっしやるとおりでと思っます。そういった中で、平塚駅周辺の歩行者環境や自転車環境を改善していくために、バリアフリーやユニバーサルデザインを中心市街地の周辺でまず取り組んでいこうではないか。それを少しずつ地域に進めていこう。

さらに、地域においては地域ごとに、やはり地域の既存の近隣の商店街や、それに付随した、平塚市の場合には公民館等、地域活動の拠点施設もありますので、そういった中で日常必要な施設のコンパクトな配置、生活サービスの効率的な供給が今後ともできるように配慮していこうということで、だれでも歩いて暮らせるような地域生活圏の形成を目指すということで、今回の都市マスタープランで、分野別方針の3に、従前の都市マスタープランではなかった項目を掲げて、そういった項目の内容の記載に配慮しているところでございます。

以上です。

(会長)

いかがですか。

(委員)

そうしますと、今の答弁の中だと、公共交通機関、皆さん車からおりる年代になったときに、これは大きな問題だと思っますけれども、この辺の公共交通機関を今からしっかりと将来に向けて具体的に考えていかないと大変なことになるのではないかなと思っますので、これは意見でとどめたいと思っます。

(会長)

ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、次に、「高度地区等の変更について」、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、高度地区等の変更について、こちらでも前回配布させていただきました報告資料3になります。そちらの資料により説明させていただきます。

こちらの高度地区の変更素案及び住宅の容積率緩和制度の見直しに関するパブリックコメントと市の考え方、こちらはございますでしょうか。それと、カラー刷りの高度地区の変更素案についてということで、A3のこういった資料になります。

よろしいでしょうか。

それでは、高度地区の変更素案及び住宅の容積率緩和制度の見直しについてご報告させていただきます。

こちらの素案につきましては、昨年8月に公表させていただきました。地域説明会及び1カ月間のパブリックコメントを実施したところでございます。まず、そのパブリックコメントの意見と市の考え方について、主だった内容をご報告させていただきます。

こちらのA4横長の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、表紙の1、実施状況でございますが、実施期間といたしましては、地域説明会を8月30日から9月29日にかけて、市内、地区公民館、教育会館を含めて17会場で実施しました。165名のご出席、参加をいただきまして、その説明会の場で意見として、高度地区に関わるものとして32件、住宅の容積率緩和制度につきましては4件、さらに、並行して実施しましたパブリックコメントにつきましては、高度地区の変更につきましては108名の方から138件の意見、住宅の容積率緩和制度につきましては6名の方から7件の意見をいただいております。

それでは、主だったご意見を紹介させていただきます。

ページをめくっていただきまして、まず1ページ目、高度地区の変更素案に関わる部分でございますが、まず、その方針についてのいくつかのご意見の中で、今回の変更素案、高さ制限には賛成しますとか、そういった高さ制限を待っていましたというご意見をいただいております。

市の考え方といたしましては、高度地区の変更素案は、市街化区域の建物の高さに関する基本的なルールを示したものです。市といたしましても、良好な

市街地環境の維持保全に努めてまいりますので、ご協力をお願いしますということで、さらに、住宅の容積率緩和制度につきましては、高度地区の変更に合わせて廃止するものです、ということでございます。

次のページをめくっていただきまして、右のページの3ページ目、具体的に高さ制限の内容についてのご意見をいただいております。

こちらについては28から112番ということで、老松町の商業地域は従来から住宅地中心の閑静なまちですということで、今回、31メートルの素案でしたが、当該地区については第2種高度地区としまして15メートルに改めていただくよう要望しますということで、他84件のご意見をいただいております。

市の考え方といたしましては、高度地区の変更素案は、用途地域やその容積率の指定状況を踏まえ、市街化区域に建物の高さに関する基本的なルールを示すものでございます。また、高さ制限に関しては、既存不適格建築物の割合が大きな要素であるため、第4種高度地区の高さ制限は31メートルとしたものです。

なお、個々の地域においては、地域のまちづくりである地区計画等できめ細かなまちづくりのルールを定めており、より良好な市街地環境の形成が図れるものと考えております、ということとしております。

それでは、その次のページを見ていただきまして、再度、さらに高さ制限で、15メートルではなくて12メートルにしたらどうか、そういったご意見もいただいております。

そちらについても、市の考え方は同様の考え方でございます。

それでは、ページをめくっていただきまして6ページ目を見ていただきたいと思っております。このところでは、緩和規定や適用の除外に関するところで、まず、一番上の136番といたしまして、総合設計制度による高さの緩和は賛成だということで、市の考え方は市民環境に資する良好な優良な建物に対し、総合設計制度による緩和制度を設けたい、ということでございます。

その下のほうに138番で、現在建築されている建築物についての対策はどうなのか、既存不適格建築物の高さ制限の緩和は認められない、ということについて、同じようなご意見をいくつかいただいております。既存不適格建築物を追認していくという扱いは要らないのではないかという意見をいただいております。

これに対する市の考え方ですが、高度地区の変更が決定、公示される前に工事に着手した建物については、高さ制限が適用されない。これは法律上の解釈でございます。既存不適格建築物への高さ制限の緩和については、マンションの場合には、自己の居住用として区分所有等をし、現在の住戸数を確保できな

くなるという状況により建て替えが進まず、老朽化することによる市街地環境の悪化が懸念されるため、周辺への日影の影響等についてある程度基準を設け、許可を受けた建物については建て替えが可能になるように考えております。

なお、このような取り扱いについては、県内の高度地区の指定都市においても、同様の緩和規定を設けているところがございます。

あと、その右側のページに同じように緩和規定適用除外の項目で、151番で、緩和制度は15メートル制限の場所といえども、結局20メートルのものを建てるというイメージを与えるということで、15メートルなら15メートルとすべきだということの意見等をいただいております。

こちらについては、緩和規定は住宅地の公開空地や緑等の創出、商業地域への商業施設の立地及び容積率の活用による活性化を図るため、また、工業地では、生産環境の強化を図ることにより、自然環境に資する優良な建物に対し許可をした場合に適用されるものです。許可に際しては、平塚市建築審査会の意見を聞いた上で、許可する適正な基準を規定し、運用するように進めてまいりたいということがございます。

少しページをおめくりいただきまして、11ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、住宅の容積率緩和制度見直しに対するご意見でございます。

方針の中で、容積率緩和制度の見直しには賛成しますというご意見をいただきました。さらに、緩和規定の中で、総合設計制度の緩和措置について1.5倍というのは許せない数値だというご意見ですが、それに対する市の考え方は、総合設計制度は建築基準法で規定された制度で、市街地環境に資する優良な建物に対し許可されるものです。また、だれもが利用できる空地の大きさなどに応じて容積率が1.5倍まで緩和されるもので、すべてが1.5倍まで緩和されるものではありませんということがございます。

以上が、高度地区の素案に対するパブリックコメントの主な意見と市の考え方でございます。

続きまして、このパブリックコメントの中で、総合設計制度の中で市のほうとしても基準を設けていきますということで、今回、その基準について、今、検討している状況の内容を説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、A3のカラー刷りの高度地区の変更素案についての資料でございます。

ここで、この資料の右側の真ん中から少し下で、(3)高さ規制の緩和規定と、こちらに緩和規定の項目が書いてあるんですが、なかなかこの中ではわかりづらいということで、少しどういう考え方なのかというものをまとめておりますので、その内容を説明させていただきます。

ページとしましては、素案の内容はちょっと割愛させていただきまして、優良な建築の誘導施策という見出しのページでございます。こちらのページで

ざいます。よろしいでしょうか。

優良な建築の誘導施策ということで、先ほど来から、総合設計制度等の緩和において強化をしていくということで、現在、本市で取り組んでいる許可基準の案についてご紹介させていただきたいと思います。

現在、高さ制限の緩和規定による許可について、本市独自の平塚市総合設計制度許可基準案及び絶対高さ制限のみを取り扱う高度地区の運用基準案を検討しておりまして、将来的には、こういうものを定めて、良好な市街地環境の形成に寄与する建築物を誘導していこうということでございます。

まず1番目に、商業地での誘導施策はどのように考えていくかということでございます。

まず、総合設計制度の許可基準では、従来は、国の基準に付加しまして、公開空地等でオープンカフェ、こういうものについても空地として認めようではないかと考えております。さらに、独自の高度地区の運用基準の中では、総合設計では、対象敷地面積が最低1,000平方メートルですが、高さだけを緩和する場合には少し緩くしよう、緩和しようということで、現在500平方メートル以上、これは平塚市の中心市街地の土地の状況を勘案して500平方メートル以上ということを考えております。

その緩和のイメージですが、下の第4種高度地区、主に商業地域で容積率400%のイメージですが、現状では高さ制限はございません。これを一たん、第4種高度地区ですから31メートルの高さ制限を設けます。それが、許可を受けて緩和しますと下の図のように45メートルまで緩和します。歩道状の公開空地等を設けてくださいということでございます。

右を見ていただきまして、さらに商業地での活性化を誘導するという一方で、低層階で店舗や飲食店の誘導をし、また、公開空地等をオープンカフェや、さらに自由な歩行空間を形成し、上部では住宅を供給していこうではないか。そのことにより、にぎわいの創出と居住人口の増加もあり、商業環境の充実を目指していくということで、第4種高度地区のうち、明石町や容積率が500%以上の地区のイメージですが、現状では、すべてが住宅のみのマンション等の立地がふえているところでございます。こちらを、誘導施策をやることによって、低層階に店舗等が誘導され、周辺に歩道状の公開空地やオープンカフェ等の公開空地が形成できる。そして店舗等のつながった商店街の形成がなされる。上部につきましては、一たんは31メートルまで制限しますが、45メートル、場合によりまして許可の範囲内の高さまで高さ制限については緩和されます。さらに、総合設計制度を使いますと1.5倍までの容積率の緩和制度がもらえるということでございます。こういうことを考えております。

次のページを見ていただきまして、2番目に、工業地における生産環境の充



実についてでございます。

工業地においては、総合設計制度の中の公開空地で、工場ですので、道路上に沿ったオープン的な緑地等も公開空地の一部として認めていこうではないかと考えております。イメージとしましては、高層マンションの立地抑制、緑化を誘導しまして住工混在の解消、就業環境の改善、生産管理の充実を図っていきたくて考えております。現状は、このように住宅が工場の中に立地しますが、住宅の用途になりますと、工業地域においては高さが15メートルに制限されるということでございます。

一方、工場のほうは、公開性を持った緑地を設けることによって高さ制限は45メートルまで緩和される、そのようなイメージでございます。

工専の場合には、工業の工場と同じように45メートルまで緩和されるということでございます。

最後に、住宅地における周辺の居住環境の調和ということで、許可基準については、現在のところ、国の基準に沿った形で、さらに高度地区のほうもそれに沿った基準として定めていこうと考えております。イメージとしましては、第2種高度地区では、一たんは15メートルに高さ制限をしますが、総合設計制度を使うことによって20メートルまで緩和、第3種高度地区につきましては、一たんは20メートルまで高さ制限をしますが総合設計制度により31メートルに緩和すると考えております。

さらに、今回の許可基準をつくることによって、緩和規定の基準を明確にし手続の迅速化を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

(会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

(委員)

今ご説明があった中で、工業地の生産環境の充実というところですが、ちょっと細かいところになりますので教えていただきたいんですけども、この左側のところで第4種高度地区工業地域のイメージということで、緩和規定で45メートルまでということで、これはできるということだと思んですけど、こんなに大きい高さを要するような工場というものが、平塚市の場合、想定されるんですか。

(事務局)

純粹に工場棟だけだと、なかなか31メートルを超えるというのは少ない状況でございます。ただ、工場というのは、やはり建物の用途にかなり特殊性がございまして、例えばラック式の倉庫等でかなり高層になるケースがあるということと、昨今、施設の中で階高がかなり高い建物で、31メートルに近い研究所の計画も現在できている状況でございます。レア的なケースだとは思っておりますが。

(委員)

そうしますと、例えば、最近、幹線道路沿いに多い、かなり大規模な自走式の物流施設みたいなものは、恐らく高収益を上げるために巨艦型の、横も広いし縦も自走式で非常に景観を損ねる可能性があって、交通にも影響があって、これは高度地区の問題ではないのかもしれないですけれども、何かできるという範囲でいくと、こういうものがいろいろなところに、平塚は結構入れ物としては容量の余裕がありそうだねという部分がちょっと心配な点があります。それは、できるという緩和も民間活力云々で重要だと思うんですけれども、もう少し、これと同時に、これをある程度景観も含めてコントロールするというのは、行政指導の中ではなかなか難しいという話になると、戻るんですが、まちづくり協議会とか地区計画でやるとか、そういう話になろうかと思うんです。

話が飛んでしまうんですけれども、先ほどの老松町の方の声とかを聞くと、できるということにすると当然どんどん入ってくるというのがあって、それと住んでいる人とか地域の人とのバッティングがいろいろ出てくると思うんです。工場・工業地域も恐らくそういうことがいろいろ出てくる場所があるので、何かこういうふうにできるということをアナウンスすると同時に、もっと地域でそういうことについてぜひ考えてほしいという、これはまちづくり条例の話になるのかもしれないですが、うまくその辺のアナウンスをしないと、結果的に、できる直前になって、それはおかしいではないかとなると、行政のほうこそっちに誘導していったみたいにとらえられると非常にぎくしゃくするので、そういうあたりをうまくアナウンスしていただけるといいのかなと。これも感想的な意見です。

(会長)

何か事務局、今のお話でありますか。

(事務局)

今、委員ご指摘のとおり、例えば商業地域で31メートルという制限、これは、市としましては、商業地域の用途や容積率を勘案した一定の制限だと考え

ております。地域によっては、それではかなり高い建物を誘導してしまう可能性のある地域も若干ございますので、今後、まちづくり条例という制度もできておりますので、そういった地域においては、市としましても、まちづくり制度による地区計画、そういった協議会の活動を促進するようなPR行為を今後検討していきたいと考えております。

以上です。

(会長)

いかがですか。よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきますけれども、よろしゅうございますね。

それでは次に、「第6回線引き見直しについて」ということで説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第6回線引き見直しについて、きょうお手元に配布させていただきました報告資料4により報告させていただきます。

まず、簡単に「線引きとは」ですが、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地形成を図るため、市街化区域及び市街化調整区域の区分、いわゆる区域区分を都市計画で定めるものでございます。さらに、都市計画区域において整備、開発、保全の方針等を定めるものでございます。

これらの決定区分につきましては、用途地域などと同様に県知事決定であり、神奈川県では、現在、第6回線引き見直しについて、平成18年度後半から着手し、本市においても、昨年度から人口フレーム等の検討や特定保留区域の検討等を県との協議により進めてまいったところでございます。

本日は、その中で「平塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要が概ねまとまりましたので、そのご説明をさせていただきたいと思っております。

A3の資料を見ていただきたいと思います。

まず、「都市計画区域の整備、開発、保全の方針の位置づけ」でございますが、こちらにつきましては、先ほどご質問がありましたけれども、都市マスタープランは、県の計画に即してつくるものであるということで、都市マスタープランは、平塚市の総合計画に即す、都市マスタープランの内容をこの県の整備、開発、保全の方針に反映していくということでございます。

今回の1「都市計画の目標」ですが、こちらの都市づくりの基本理念としまして、目指すべき将来像や目標につきましては、総合計画や先ほどご紹介させていただきました都市マスタープランの目標と同様な内容を掲げているところ

でございます。

対象の区域としましては、平塚市全域でございます。

地区ごとの市街地像も掲げることとなるのですが、本市におきましては、都市マスタープランが現在7地域に分けて地域別の方針を掲げておるということで、それに即したような形で市街地像を設定するという形で進めております。

次に、見直しの目標年次は、県計画ですが、平成27年を目標としているところでございます。

2番目「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」ですが、今回、区域区分の方針の中で、想定人口は平成27年でおおむね26万1,000人ということになっております。

さらに、想定 of 産業規模も平成27年として目標を掲げております。

次に、市街化区域の規模については、平成27年ではおおむね3,086ヘクタールということになっております。この面積には、特定保留などの保留フレームに対する市街化区域面積は、現在のところまだ含まれていない数字でございます。

それでは、右を見ていただきまして、3の「主要な都市計画の決定の方針」でございます。

こちらにつきましては、まず、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針ということで、主要用途の配置の方針としては、商業・業務地、工業地、流通業務地、住宅地というのが項目の分類になっておりまして、その中で、本市としましては、商業・業務地で、新たな商業・業務地となるツインシティ、流通業務地としても、新たな流通業務地となるツインシティ大神地区、こういったものを掲げるようなこととしております。

次に、市街地における建築物の密度の構成に関する方針、こちらにつきましては、商業・業務地と住宅地、それぞれが密度構成についての方針を掲げております。

そして、市街地における住宅建設の方針というもの、さらに市街地における特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針ということで、土地の高度利用に関する方針、今後の用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針、居住環境の改善又は維持に関する方針、市街化地域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針ということで掲げてございます。こちらについては、現在検討しています都市マスタープランの内容をできるだけ反映するように努めているところでございます。

次に、市街化区域内の土地利用の方針としましては、優良な農地との健全な調和に関する方針、災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針、さらに、自然環境の形成の観点から必要な市街地の抑制に関する方針、最後に、

秩序ある都市的利用の実現に関する方針としまして、現在、市街化調整区域の中にありますツインシティ大神地区につきましては、今後、計画的な市街地整備を予定している地域でありますので、事業実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行った上で市街化編入していこう、というようなことで、現在、取り組んでいるところでございます。

その次を見ていただきまして、ここからは、都市施設に関わる内容でございます。交通の問題、下水道、河川、その他の都市施設ということでございます。

道路につきましては、まず、今後、都市計画として取り組んでいくような都市計画道路の方向、さらに、ツインシティの整備に関わって必要な道路整備の内容、駅前広場については、先ほどの都市マスでも掲げておりますがバリアフリーに配慮した整備改善を図る。その中で、主な施設整備、おおむね10年以内に整備するという整備目標を掲げております。

(2-2)は、下水道及び河川の都市計画決定の方針ということで、下水道につきましては、先ほどご審議いただきました流域関連公共下水道、こういったものの記載をしているところでございます。その中で、おおむね10年でやっていく内容というようなことを記載しております。

(2-3)その他の都市施設の内容につきましては、主要な施設の整備方針としましては、本市としては、ごみ処理施設、汚物処理場を考えております。これは、近隣市町、1市1町で今、広域連携によるごみ処理計画を考えておりますので、そういったものが計画的に進むよう都市計画でも位置づけを行っているところでございます。

右を見ていただきまして、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針は、市街地再開発事業、土地区画整理事業の現在取り組んでいる内容、さらに今後取り組んでいく地区を掲げております。

(4)の自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針は、主な緑の基本計画があるんですが、そういった内容のものを整備、開発の中でも、おおむね20年後の中で、都市計画区域の中で必要な緑地、オープンスペースのパーセンテージや必要な公園整備、こういうものを掲げております。

最後に、下のほうに4として「環境共生型等都市整備の方針」、5「都市防災に関する都市計画の方針」というものを掲げているというようなことになっております。

最後ですが、こちらが、今掲げた方針の内容を記載した方針附図になっておりまして、こちらは10年の計画でございますので、土地利用や道路、交通体系につきましては、都市マスタープランとおおむね整合するような形のものとしてつくっております。その中で、右上部の大神のツインシティ地区につきま

しては、今後、特定保留区域になるよう、県との協議、さらに国との下調整を現在もさらに進めているところでございます。

以上が、簡単ですが整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

最後に、今後の手続のスケジュールを用意させていただきました。

現在、このような内容をもとに県が国との事前協議を行っているところであります。今回は、時間の関係で本当に概要の説明にとどまっておりますので、次回の都市計画審議会において、整備、開発及び保全の方針等の全体資料を用意させていただきます。それを都市計画審議会の中で報告させていただきたいと思っております。

今後の手続の流れとしましては、その後、県案の閲覧が夏ごろに始まりまして、公聴会を開催した後、県原案が確定し、さらに国との事前協議、法定縦覧を行い、市都市計画審議会、さらに県都市計画審議会を経て、来年3月の都市計画変更告示を目指しているところでございます。

簡単ですが、以上が、第6回線引き見直しに関する概要説明でございます。

(会長)

ただいまの説明に、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。  
いかがですか。

(委員)

すみません、ちょっと構成がわからないので教えていただきたいんですけども、都市計画の目標があって、区域区分の方針があって、主要な都市計画とか都市施設の決定方針、その次に環境共生型等都市整備の方針と、その下に防災に関わる方針と書いてあるんですが、これは、4と5は都市計画を決定するものとして何か具体的なものが出てくるのでしょうか。それとも何か、いわゆるつくり方の方針という考え方だけが出てくるんですか。

(事務局)

今ご質問いただきました4番の環境共生型等都市整備の方針、最後の都市防災に関する都市計画の方針については、言われますとおり、本市におきまして、これが具体的に都市計画の決定の方針になるものではございません。都市マスタープランにおいても、都市防災の関係や環境に関する方針に、委員おっしゃるとおり、つくり方のこういう項目の問題でございます。

以上です。

(会長)

どうですか。

(委員)

そうしますと、ちょっと私の理解なんですけど、3番までにつくるものは決めたけれども、そのつくるものの整理とか、開発するものの開発の仕方だとか、性能だとか、使い方を4番、5番でいいんですか。そういうふうに理解すればいいわけですか。

それとも、私が思ったのは、環境共生する都市をつくるとか、防災に強い都市をつくるために、都市施設はこうあるべきだとか、道路網はネットワークとしてこうあるべきだとか、区域区分はこうあるべきだとかということが先なのかなと。それは、都市計画の目標のところ、これもさっきの繰り返しになるんですけど、あんしんとか、かがやきとか、ときめきと言っているのが、具体的には、環境と共生するとか、災害に強いとか、そういうことだと理解するんです。そうすると、この4番とか5番がもっと前にあって、それを実現するための都市施設、都市計画、土地利用と、それは私個人がそう思っているだけかもしれませんが、この整開保のまとめ方としては、そうではなくてこういう形になるということですか。

(事務局)

ただいまのご意見ですが、この環境共生型等都市整備の方針というのは、今回の第6回線引き見直しではなくて、第5回線引き見直しのときに出てきた言葉です。それは、県のその当時の総合計画の中に「環境と共生する都市づくり」という大きな命題がございまして、相模川沿いの環境と共生する都市づくりのエリアですとか、そういった大きな都市づくり、県土づくりの目標がありましたので、県下一斉にそのような項目が後から入り込んだという形でこのようなつくりになっているかと思えます。もともとあったのが、1番、2番、3番の部分で、後からそういうものが加わったり、あるいは従前ありました緑のマスタープランがその3番の中に入り込んだりというような、ちょっと構成のやり繰りがあったものでございます。

いずれにいたしましても、今、委員おっしゃるとおり、まず、この整開保というのは、この整開保に即して、都市施設を都市計画決定していくわけですので、その際に、このような環境共生型の都市整備の方針ですとか、あるいは都市防災全体に関わる方針を踏まえて都市づくりを進めていこうという思いがあって、このように載っているということでございます。

以上でございます。

(会長)

いかがですか。よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見もないようですので、以上をもちまして、本日の審議案件1件、報告事項4件を終了いたしましたので、第137回平塚市都市計画審議会をこれで閉会といたします。

ご熱心なご審議ありがとうございました。

それでは、傍聴者の方は、ご退場をお願いいたします。

(傍聴者退場)

(会長)

それでは、また報告事項があるのでしょうか。よろしくをお願いいたします。

(事務局)

では、事務局より、事務連絡を1点させていただきます。

次回都市計画審議会の開催予定ですけれども、先ほど報告事項の中でもありましたとおり、第6線引き見直しの関係がここに来てかなりスケジュールが入ってまいりまして、5月中旬に県に市案の申出というようになっております。

つきましては、大変恐縮ですが、この前段で、5月13日、この日の午後にまた都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。時間、場所等詳細につきましては、あらためてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

では、本日は、大変お忙しい中どうもありがとうございました。

【審議会閉会】午後4時30分